

計画作成年度	令和元年度
計画変更年度	令和2年度(令和3年3月)
計画主体	新城市・設楽町・東栄町・豊根村

## 新城・北設広域鳥獣被害防止計画 (変更)

<代表市町村及び連絡先>

担当部署名 新城市産業振興部  
農業課 鳥獣害対策係  
所在地 新城市字東入船115番地  
電話番号 0536-23-7632  
FAX番号 0536-23-7047  
メールアドレス choujyuu@city.shinshiro.lg.jp

市町村名	設楽町	東栄町	豊根村
担当部署	産業課	経済課	農林土木課
所在地	北設楽郡設楽町田口字 辻前14番地	北設楽郡東栄町大字本郷 字上前畑25番地	北設楽郡豊根村下黒川字 蕨平2番地
電話番号	0536-62-0527	0536-76-1812	0536-85-1314
FAX番号	0536-62-1675	0536-76-1428	0536-85-5110
メールアドレス	sangyo@town.shitara.lg.jp	keizai@town.toei.lg.jp	nourin@vill.toyone.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、アオサギ、カワウ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	新城・北設地域（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 対象地域における被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状		備考
		被害面積(a)	被害金額(千円)	
イノシシ	稲、豆类、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸作物等	758	5,304	
ニホンジカ	稲、豆类、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸作物等、植栽木	1,302	10,089	
ニホンザル	稲、豆类、果樹、野菜、いも類、きのこ類	611	3,745	
カモシカ	野菜等、植栽木	370	1,996	
ノウサギ	野菜、いも類	9	171	
タヌキ	果樹、野菜等	120	938	
ハクビシン	果樹、野菜、いも類	450	2,002	
アライグマ	果樹、野菜、いも類等	7	83	
アナグマ		1	3	
ヌートリア		1	1	
その他獣類		20	226	ネズミ、モグラ
スズメ		45	67	
カラス	果樹、野菜、いも類等	35	306	
ヒヨドリ	果樹、野菜	11	1,148	
ハト	稲、豆类、野菜等	144	481	
アオサギ	アユ、アマゴ、ニジマス等	—	2,927	
カワウ				
その他鳥類		0	0	その他鳥類
獣類合計		3,649	24,558	
鳥類合計		235	4,929	
総合計		3,884	29,487	

## (参考) 市町村別の被害の現状

鳥獣の種類	品 目	被害の現状(新城市)		備 考
		被害面積(a)	被害金額(千円)	
イノシシ	稲、豆類、果樹、飼料作物、野菜、いも類	157	1,743	
ニホンジカ	稲、豆類、果樹、飼料作物、野菜、いも類、植栽木	165	3,936	
ニホンザル	稲、豆類、果樹、野菜、いも類、きのこ類	44	821	
カモシカ		0	0	
ノウサギ	稲、豆、野菜、いも類	2	22	
タヌキ	野菜	1	3	
ハクビシン	稲、果樹、野菜、いも類	11	566	
アライグマ	果樹、野菜	1	7	
アナグマ	野菜	1	3	
ヌートリア	稲	1	1	
その他獣類	野菜	1	7	ネズミ
スズメ	稲	1	6	
カラス	果樹、野菜、いも類等	4	113	
ヒヨドリ	果樹、野菜	1	48	
ハト	稲	1	1	
アオサギ	アユ、アマゴ、ニジマス等	—	1,356	
カワウ				
その他鳥類		0	0	
獣類合計		384	7,109	
鳥類合計		7	1,524	
総合計		391	8,633	

※「農作物に対する鳥獣害調査」(各農家へのアンケート調査)及び聞き取り調査より

鳥獣の種類	品 目	被害の現状(設楽町)		備 考
		被害面積(a)	被害金額(千円)	
イノシシ	稲、豆類、飼料作物、野菜、いも類等	212	812	
ニホンジカ	稲、麦類、豆類、野菜等、植栽木	216	313	
ニホンザル	稲、野菜、いも類等、きのこ類	129	217	
カモシカ	野菜、植栽木	8	2	
ノウサギ	野菜	0	0	

タヌキ	野菜等	3	9	
ハクビシン	野菜等	44	19	
アライグマ	いも類	4	1	
アナグマ		0	0	
ヌートリア		0	0	
その他獣類		0	0	
スズメ	野菜	32	41	
カラス		0	0	
ヒヨドリ		0	0	
ハト	稲、豆類、野菜	32	60	
アオサギ	アユ、アマゴ、ニジマス等	—	333	
カワウ				
その他鳥類		0	0	
獣類合計		616	1,373	
鳥類合計		64	434	
総合計		680	1,807	

※聞き取り調査等から推計

鳥獣の種類	品目	被害の現状(東栄町)		備考
		被害面積(a)	被害金額(千円)	
イノシシ	稲、果樹、野菜、いも類、工芸作物等	114	2,068	
ニホンジカ	稲、果樹、野菜、いも類、工芸作物等、植栽木	74	1,714	
ニホンザル	稲、果樹、野菜、いも類等、きのこ類	106	1,973	
カモシカ	野菜、植栽木	2	75	
ノウサギ	野菜	2	75	
タヌキ	果樹、野菜	4	110	
ハクビシン	果樹、野菜	14	359	
アライグマ	野菜	2	75	
アナグマ		0	0	
ヌートリア		0	0	
その他獣類	野菜、いも類等	19	219	モグラ
スズメ		0	0	
カラス	果樹、野菜	3	72	
ヒヨドリ	果樹	2	35	
ハト		0	0	

アオサギ	アユ、アマゴ等	—	1,026	
カワウ				
その他鳥類		0	0	
獣類合計		337	6,668	
鳥類合計		5	1,133	
総合計		342	7,801	

※聞き取り調査等から推計

鳥獣の種類	品 目	被害の現状(豊根村)		備 考
		被害面積(a)	被害金額(千円)	
イノシシ	稲、雑穀、野菜、いも類等	275	681	
ニホンジカ	稲、雑穀、果樹、野菜等、植栽木	847	4,126	
ニホンザル	稲、果樹、野菜、いも類等、きのこ類	332	734	
カモシカ	植栽木	360	1,919	
ノウサギ	野菜	5	74	
タヌキ		112	816	
ハクビシン	野菜	381	1,058	
アライグマ		0	0	
アナグマ		0	0	
ヌートリア		0	0	
その他獣類		0	0	
スズメ		12	20	
カラス		28	121	
ヒヨドリ	果樹	8	1,065	
ハト	野菜	111	420	
アオサギ	アユ、アマゴ、ニジマス等	—	212	
カワウ				
その他鳥類		0	0	
獣類合計		2,312	9,408	
鳥類合計		159	1,838	
総合計		2,471	11,246	

※聞き取り調査等から推計

## (2) 被害の傾向

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカについては、目撃情報や被害状況から見ると、生息域が森林から山林近接地付近にまで拡大し、遊休農地周辺農地や山村近接農地での農作物被害が発生しているが、近年は、行動範囲が山間部から平坦部へと移動する傾向にあり、さらなる被害拡大が懸念される。

また、当地域は、長野県と静岡県に接しており、他県から移動してくる獣類も相当数いると考えられ、生息数調査は行っていないが、被害生息頭数が増加傾向にあると推測される。

小型の獣類においても生息数が増加傾向にあり、農業被害の他、住宅・生活被害が多く発生している。特にハクビシン、アライグマによる被害が顕著である。

一方、鳥類においては被害状況等から生息数に大きな変化はないと考えられるが、野菜・果樹等の農作物被害及び稚魚捕食による漁業被害が発生している。

主な種別の被害概況は以下のとおり。

### 【イノシシ】

生息地が山林近接地である里山となっており、春先から夏にかけての筍に始まり晩秋の芋類までと冬を除く全ての時期に被害が発生しており、各作物とも特に収穫期に被害が発生している。

食害による直接被害のほか、草地や茶園、水田などでの掘り返しに加え、農地周りの畦畔や石垣を掘り崩す被害が激増するなど、農地等の維持管理に深刻な影響が出ており、最近では、道路の法面の掘り起こしなど住民の生活被害にまで広がっている。

### 【ニホンジカ】

近年は、本宮山周辺から茶臼山周辺へと生息域が拡大しており、年間を通して被害が発生している。森林被害では植栽木の食害や樹皮のはく皮による枯損が懸念される。

農作物では、主に植え付け後の水稻苗や若木の芽などの被害が発生している。山間地での特産品として定着しつつある山菜類の若芽や幹などへの食害も報告されている。

近年では、出沒する個体数が激増し、被害区域が地域全体に広がっており、最近では、住宅地域内の農地での農作物被害も発生している。

### 【ニホンザル】

イノシシと同様に生息地が山林近接地である里山となっており、程度の差があるが、概ね地域全域で年間を通じて農作物被害が発生している。農産物のほとんどが被害にあっているが、特に、産地直売所向け野菜への被害が著しく、営農意欲の減退や農家所得への影響が懸念される。

被害の多くは、群れによる繰り返しの襲来によるもので、被害が壊滅的な場合も見受けられる。また、「はぐれ」と呼ぶ単独のニホンザルもゲリラ的に出沒している。

### 【カモシカ】

農林物への被害は年間を通じて発生しており、森林においては幼齢木等も被害を受けている。カモシカは単独で行動しており、群れで行動するニホンジカに追いやられて人里近くにまで出沒しており、さらなる被害発生が懸念される。

### 【ハクビシン・アライグマ】

野菜や果実などが収穫を迎える夏から秋にかけて多く発生している。ハクビシン

は、農作物の食害による被害のほか、民家の屋根裏や縁の下に住み付くなど住民生活にも影響を与える例もあり、被害区域が広がりつつある。

また、アライグマによる果樹などへの被害が発生しており、被害区域が広がる恐れがある。

**【カラス】**

夏から秋を中心に被害が発生しており、スイートコーンや果実といった農作物が主として被害を受けている。被害区域は全域に広がっており、住宅地の家庭菜園も多く被害を受けている。

**【カワウ、アオサギ】**

カワウやアオサギによる被害として、鮎、アマゴなどへの被害が主であり、放流後の稚魚を多く捕食している。

**(3) 被害の軽減目標**

指 標	現状値 (平成30年度)		目標値 (令和4年度)	
	ha	千円	ha	千円
イノシシ	7.6	5,304	5.3	3,713
ニホンジカ	13.0	10,089	9.1	7,062
ニホンザル	6.1	3,745	4.3	2,622
その他獣	9.8	5,420	6.9	3,794
アオサギ、カワウ	—	2,594	—	1,816
その他鳥	2.4	2,002	1.7	1,401
合 計	38.9	29,154	27.2	20,408

**(4) 従来講じてきた被害防止対策**

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組み	<p><b>【捕獲体制の整備】</b> 農林水産物に被害を及ぼす鳥獣に対して、市町村が管内の猟友会に委託して、有害鳥獣捕獲や個体数調整を銃器やわなを用いて実施している。 ※対象とする種類は市町村により異なる。</p> <p><b>【捕獲機材の導入】</b> 農業者等からの要請等に基づき、狩猟免許を取得している猟友会員がわなを設置し、イノシシなどの捕獲を行っている。 なお、ニホンザル・ニホンジカ・</p>	<p>・有害鳥獣捕獲等の担い手である狩猟免許所持者において、特に銃猟従事者が高齢化により銃返納者が増加している上に、新たに銃猟を始める者が減少しており、囲い込み猟の際の人手が不足している。また、捕獲後の処分には多大な時間と労力が必要なことなどから、有害鳥獣捕獲等に参加する者は減少傾向にあり、新たな捕獲従事者の確保育成が課題となっている。</p> <p>・捕獲従事者が地区外に勤めてい</p>

	<p>イノシシなどの大型獣類用のわなは、国や県の助成を受けて、市町村、新城・北設広域鳥獣害対策協議会が購入している。ハクビシンなどの小動物用のわなも県の助成を受けて、新城・北設広域鳥獣害対策協議会が購入している。</p> <p>この他にも狩猟者等がわなを購入し、設置している。</p> <p><b>【捕獲鳥獣の処理方法】</b></p> <p>現地で埋設処理を行う方法が一般的だったが、一部では捕獲後のイノシシとシカは、自家消費や食肉業者に引き取られるなど食肉利用されるようになってきている。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>くくりわなを使用した捕獲を行っており、狩猟免許を持たない農家等もくくりわなの通常管理を行っている。</p>	<p>ることが多く、ニホンザルが出没した時点で捕獲を行える者が不在であり、捕獲できない場合が多い。</p> <p>・被害防除のため有害鳥獣捕獲の必要性から捕獲従事者には捕獲実績に応じて捕獲経費に相当する金額を交付している。しかし、国又は県と市町村の捕獲事業の考え方やそれに伴う予算配分の相異等の関係から捕獲従事者の捕獲頭数に対する報償費予算が不足する状況にある。</p> <p>集落ぐるみの取組により、捕獲に要する経費を低減するシステムづくりなどの体制整備が必要である。</p> <p>・カワウ・アオサギなどは、河川へ放流した稚魚を捕食するため、捕獲以外には防止する方法がない。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組み</p>	<p><b>【侵入防止柵の設置】</b></p> <p>・農業者個人に対し電気柵や防護ネット等の設置に要する経費を補助している。</p> <p>・農業者が自ら電気柵、トタン柵、防鳥ネットなどを設置している。</p> <p>・平成23年度から、鳥獣被害防止総合対策事業の活用により自立施工で行う地域ぐるみの侵入防止柵の設置を推進している。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>・市町村やJA愛知東等が、集落毎に獣害対策講習会を開催し、知識の普及に努めている。</p>	<p>・防護柵等の設置にあたり、コストや管理労力の軽減を図れる集落単位等の共同で広範囲に設置する取組を普及する必要があるが、中山間地域においては農業従事者の高齢化により地域ぐるみで行う防護施設の設置作業及び設置後の管理にかかる労働力不足が課題となっている。また、過年度において施工した防護柵設置地区においては、新たな獣害が発生しており、柵の機能向上対策を図る必要も生じている。</p> <p>・電気柵の場合は、柵周辺の下草刈りや通電状況のチェックなどのこまめな維持管理が必要になってくる。ニホンザルへの対応は、特殊資材が必要になるなど多大な費用と労力が必要である。</p> <p>・小規模農地が点在しており、集</p>

		<p>落内での防護対策や追い払い等の活動が困難になり、耕作を放棄する農地も現れてきている。</p>
--	--	---

## (5) 今後の取組方針

被害に対する施策として、これまでもソフト、ハードの両面から各種取組みを進めてきたが、捕獲頭数に対して生息数の増加が著しいとされるニホンジカやイノシシの行動は人の生活圏へ接近し影響を及ぼしており、数値に表れない被害も考慮して生息獣に対応していく必要がある。地域内では、自家消費米を栽培する水田や農産物直売所向けの小規模多品目の生産を目指す農地がほとんどを占めており、鳥獣による被害は収入面でも精神面でも大きなダメージを与えることになり、農業者の耕作意欲の低下を防ぐための対策が重要である。

猟友会委託による捕獲や補助による電気柵設置、個々の農業者による防護柵の設置を中心とした被害防止対策が不可欠であることから、引き続き実施していくとともに、新城・北設広域鳥獣害対策協議会における新城・北設地域全体の取組みを始め近隣市町村と連絡・調整を図り、相互に連携した取組み等を検討していく。

ニホンジカ、ニホンザル等の大型獣類については、効率的な捕獲方法について検討を進めるとともに、生息数の増加が著しいニホンジカに対して捕獲の強化を図っていく。また、アライグマ等の小型獣類についても捕獲対策を進める。

高齢化傾向にある猟友会員の負担軽減のため、捕獲に対する報償金制度についても継続・検討する一方で、農家等にわななどの狩猟免許の取得を推進し、新たな担い手の確保・育成を進めるとともに、狩猟免許を持っていない者でも捕獲の補助ができる制度を取り入れ集落単位での捕獲体制作りを行っていく。そして、安全に捕獲を推進するため、捕獲従事者への講習会を行う。

また、関係機関や地域住民の協力を得て獣害に遭いやすい農地や獣道の調査、集落周辺に生息している有害鳥獣の数などのデータの収集を継続し、それに基づく的確な追い払い活動の推進、地域ぐるみの防護柵や緩衝帯の設置などを集落と共同で行う。また、過年度に補助事業で設置した侵入防止柵の保守点検等の徹底を図っていく。

加えて、エサ場になるような家庭の生ゴミの放置、未収穫農作物、放置果樹等を集落からなくし、隠れ場所になりそうな耕作放棄地を解消することで、「有害鳥獣を寄せ付けない集落づくり」を進める。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカについては、愛知県第二種特定鳥獣管理計画に基づく市町村実施計画に基づき計画的に捕獲を進める。  
有害鳥獣の捕獲については、市町村がその業務を猟友会に委託して実施する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
02	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、アオサギ、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新城・北設広域鳥獣害対策協議会や近隣市町村と連絡調整を図りながら、一斉駆除等の各種捕獲、防除対策を進める。</li> <li>・地域の取組に応じてわなを購入し、貸出しを行う。</li> </ul>
03		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県猟友会等が行う狩猟免許取得に関する講習会への参加を促し、捕獲従事者の確保に努める。</li> <li>・狩猟免許を持たない者でも捕獲の補助ができる制度を取り入れ、地域住民が集落ぐるみによる捕獲や環境整備等の取組みが実施できるよう体制整備を進める。</li> </ul>
04		<ul style="list-style-type: none"> <li>・カモシカについては、施策を検討するため妊娠率・年齢構成・性比等の情報収集を行う。</li> </ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカについては、愛知県第二種特定鳥獣管理計画に基づく市町村実施計画により設定する。なお、捕獲頭数は、過去の捕獲頭数実績を考慮するとともに、目撃情報や被害状況を始め、県が作成する各種資料を参考として設定する。</p> <p>その他の鳥獣については、被害状況や目視情報等を参考に捕獲頭数を設定する。</p> <p>また、近年、農地周辺部でイノシシ、ニホンジカの姿が多く見受けられることから積極的な捕獲に取り組む。</p>

捕獲計画数

対象鳥獣	捕獲計画数			備 考
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
イノシシ	2,500	1,350	1,350	
ニホンジカ	3,100	3,400	3,400	
ニホンザル	500	500	500	
カモシカ	26	26	26	
ノウサギ	85	85	85	
タヌキ	180	300	300	
ハクビシン	320	340	340	
アライグマ	145	150	150	
アナグマ	70	140	140	
ヌートリア	40	40	40	
スズメ	130	130	130	
カラス	390	390	390	
ヒヨドリ	220	220	220	
ハト	150	150	150	
アオサギ	270	270	270	
カワウ	390	390	390	

(参考) 市町村別の捕獲計画数

対象鳥獣	捕獲計画数(新城市)			備 考
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
イノシシ	1,600	800	800	
ニホンジカ	1,000	1,200	1,200	
ニホンザル	300	300	300	
カモシカ	0	0	0	
ノウサギ	15	15	15	
タヌキ	30	150	150	
ハクビシン	200	200	200	
アライグマ	100	100	100	
アナグマ	30	100	100	
ヌートリア	20	20	20	
スズメ	100	100	100	
カラス	300	300	300	

ヒヨドリ	80	80	80	
ハト	80	80	80	
アオサギ	100	100	100	
カワウ	200	200	200	

対象鳥獣	捕獲計画数(設楽町)			備 考
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
イノシシ	500	150	150	
ニホンジカ	900	900	900	
ニホンザル	60	60	60	
カモシカ	12	12	12	
ノウサギ	10	10	10	
タヌキ	60	60	60	
ハクビシン	30	30	30	
アライグマ	30	30	30	
アナグマ	10	10	10	
ヌートリア	10	10	10	
スズメ	0	0	0	
カラス	50	50	50	
ヒヨドリ	100	100	100	
ハト	20	20	20	
アオサギ	50	50	50	
カワウ	50	50	50	

対象鳥獣	捕獲計画数(東栄町)			備 考
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
イノシシ	300	300	300	
ニホンジカ	500	500	500	
ニホンザル	80	80	80	
カモシカ	14	14	14	
ノウサギ	30	30	30	
タヌキ	60	60	60	
ハクビシン	70	70	70	
アライグマ	10	10	10	
アナグマ	30	30	30	

ヌートリア	10	10	10
スズメ	30	30	30
カラス	30	30	30
ヒヨドリ	30	30	30
ハト	30	30	30
アオサギ	100	100	100
カワウ	100	100	100

対象鳥獣	捕獲計画数(豊根村)			備考
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
イノシシ	100	100	100	
ニホンジカ	700	800	800	
ニホンザル	60	60	60	
カモシカ	0	0	0	
ノウサギ	30	30	30	
タヌキ	30	30	30	
ハクビシン	20	40	40	
アライグマ	5	10	10	
アナグマ	0	0	0	
ヌートリア	0	0	0	
スズメ	0	0	0	
カラス	10	10	10	
ヒヨドリ	10	10	10	
ハト	20	20	20	
アオサギ	20	20	20	
カワウ	40	40	40	

捕獲等の取組内容
<p><b>【新城市】</b></p> <p>捕獲手段：銃器とわなにより実施する。(特定猟具使用禁止区域内ではわなによる捕獲で対応、捕獲後の止めさしに限り銃器使用可とする。)</p> <p>また、狩猟免許を所持しない農家等(集落)による有害獣類捕獲を、          猟友会員及び新城市鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。</p> <p>実施時期：4月1日～3月31日</p> <p>実施場所：新城市全域</p> <p>※「自分たちの農地は自分たちで守る」という意識付けを行い、捕獲補助</p>

従事者確保の推進を行うとともに、狩猟免許の取得を推進する。

**【設楽町】**

捕獲手段：設楽町猟友会員による銃及び罠による捕獲。設楽町鳥獣被害対策実施隊による罠による捕獲。狩猟免許を所持しない農家等（集落）による有害獣類捕獲を、設楽町猟友会員及び設楽町鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。

実施時期：4月1日～3月31日

実施場所：イノシシ、ニホンジカ（全域）、ニホンザル（田口・清嶺・津具地区）、カモシカ（カモシカ捕獲団地）、その他は町内全域

**【東栄町】**

捕獲手段：東栄町猟友会による銃及び罠による有害鳥獣捕獲  
また、狩猟免許を所持しない農家等（集落）による有害獣類捕獲を、猟友会員及び東栄町鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。

実施時期：4月1日～3月31日

実施場所：東栄町一円

**【豊根村】**

捕獲手段：装薬銃、空気銃、わな（猟友会への委託による有害鳥獣捕獲）  
また、狩猟免許を所持しない農家等（集落）による有害獣類捕獲を、猟友会員及び豊根村鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。  
※わな捕獲については、狩猟免許を持たない農家等の連携・協力実施体制を含む。

実施時期：4月1日～3月31日

実施場所：豊根村全域

**（4）許可権限委譲事項**

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

**4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項**

**（1）侵入防止柵の整備計画**

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	電気柵、トタン柵、 防護ネット、爆音機 金網・ワイヤーメッシュ柵	電気柵、トタン柵、 防護ネット、爆音機 金網・ワイヤーメッシュ柵	電気柵、トタン柵、 防護ネット、爆音機 金網・ワイヤーメッシュ柵
ノウサギ ハクビシン	防護ネット	防護ネット	防護ネット

カラス キジバト ヒヨドリ	防護ネット	防護ネット	防護ネット
---------------------	-------	-------	-------

### 金網及びワイヤーメッシュ柵の設置計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
新城市	20,000 m	20,000 m	20,000 m	
設楽町	10,000 m	10,000 m	10,000 m	
東栄町	5,000 m	5,000 m	5,000 m	
豊根村	10,000 m	10,000 m	10,000 m	
計	45,000 m	45,000 m	45,000 m	

### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
02	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、アオサギ、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の的確な把握に努めるとともに、関係機関や地域住民から集落における鳥獣害に遭いやすい農地や獣の通る道、野菜の残滓等のある地点などの情報を収集する。</li> <li>・集落をエサ場としないため未収穫果樹等の撤去、草刈り励行による緩衝帯の設置、追い払い隊設置の必要性などについて各種懇談会や獣害対策説明会などで普及啓発を行う。</li> <li>・被害報告場所へ赤外線ビデオカメラを設置し、生息状況と被害発生状況を把握し、撮影した映像を説明会等の資料として使用する。</li> <li>・侵入防止柵設置地区において、獣類の移動経路の変化を把握しながら防護柵を活かした周囲への捕獲施設設置により防護とともに捕獲を推進する。</li> <li>・ニホンザルについては電気柵やニホンザル防除ネット等の適正な設置方法を検討する。</li> <li>・CSF（豚熱）に関して関係機関への情報共有等をおして連携強化を図るとともに、発生予防・まん延防止を目的とした活動に係る支援を行う。</li> </ul>
03	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の的確な把握に努めるとともに、関係機関や地域住民から集落における鳥獣害に遭いやすい農地や獣の通る道、野菜の残滓等のある地点などの情報を収集し鳥獣害対策に用いる。</li> <li>・集落をエサ場としないため未収穫果樹等の撤去、</li> </ul>

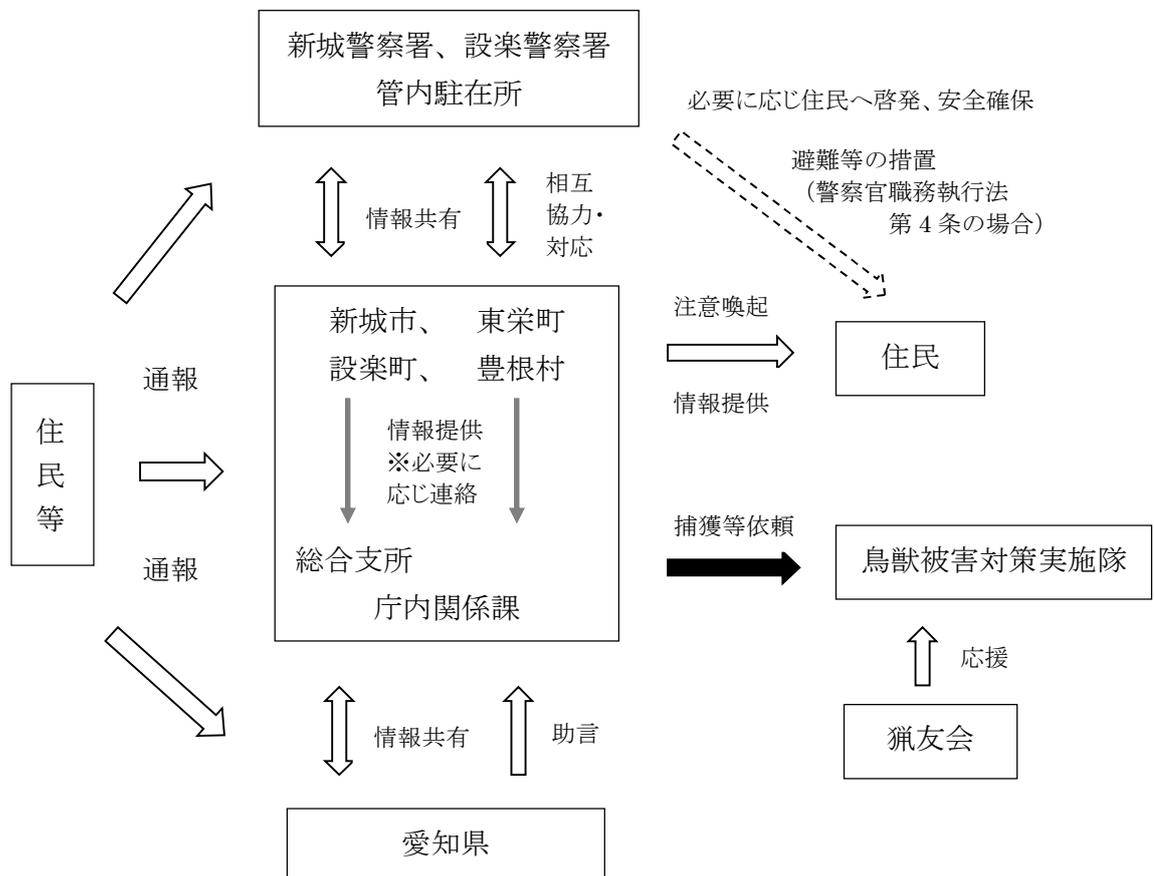
	スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、アオサギ、カワウ	<p>草刈り励行による緩衝帯の設置、効果的な追い払い方法、追い払い隊設置の必要性などについて各種懇談会や獣害対策説明会などで普及啓発を行い、知識の普及・啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害報告場所へ赤外線ビデオカメラを設置し、生息状況と被害発生状況を把握し、撮影した映像を説明会等の資料として使用する。</li> <li>・侵入防止柵設置地区において、獣類の移動経路の変化を把握しながら防護柵を活かした周囲への捕獲施設設置により防護とともに捕獲を推進する。</li> <li>・ニホンザルについては電気柵やニホンザル防除ネット等の適正な設置方法を検討する。</li> <li>・CSF（豚熱）に関して関係機関への情報共有等をおして連携強化を図るとともに、発生予防・まん延防止を目的とした活動に係る支援を行う。</li> </ul>
04	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、アオサギ、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の的確な把握に努めるとともに、関係機関や地域住民から集落における鳥獣害に遭いやすい農地や獣の通る道、野菜の残滓等のある地点などの情報を収集し鳥獣害対策に用いる。</li> <li>・集落をエサ場としないため未収穫果樹等の撤去、草刈り励行による緩衝帯の設置、効果的な追い払い方法、追い払い隊設置の必要性などについて各種懇談会や獣害対策説明会などで理解を得て、具体的な体制整備を進める。</li> <li>・被害報告場所へ赤外線ビデオカメラを設置し、生息状況と被害発生状況を把握し、撮影した映像を説明会等の資料として使用する。</li> <li>・侵入防止柵設置地区において、獣類の移動経路の変化を把握しながら防護柵を活かした周囲への捕獲施設設置により防護とともに捕獲を推進する。</li> <li>・ニホンザルについては適正な電気柵やニホンザル防除ネット等の導入を推進する。</li> <li>・CSF（豚熱）に関して関係機関への情報共有等をおして連携強化を図るとともに、発生予防・まん延防止を目的とした活動に係る支援を行う。</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
愛知県新城警察署、設楽警察署、管内駐在所	緊急パトロール、地域住民への注意喚起、地域住民の安全確保
愛知県（新城設楽農林水産事務所、東三河総局新城設楽振興事務所等）	捕獲等に関する技術的支援、情報提供支援
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	被害等情報収集、住民への注意喚起・情報提供、関係機関との連絡調整、現場対応の検討・実施、関係機関及び鳥獣被害対策実施隊への協力要請、庁内関係課、支所がある場合は支所との連絡調整
新城市、設楽町、東栄町、豊根村各鳥獣被害対策実施隊	被害に対処するため各市町村の要請に基づき出動（有害鳥獣の捕獲、防除等対応方法の検討・実施、猟友会との協力）
新城市、設楽町、東栄町、豊根村各猟友会、	鳥獣被害対策実施隊の応援

(2) 緊急時の連絡体制



## 6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称：新城・北設広域鳥獣害対策協議会

構成機関の名称	役割
愛知県新城設楽農林水産事務所	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。
新 城 市	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
設 楽 町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
東 栄 町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
豊 根 村	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
愛知東農業協同組合	事務局を担当し、協議会に関する事務連絡を行う。
同組合生産部会	被害防除などの情報提供を行う。
各市町村猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣の捕獲を行う。
各市町村森林組合	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。
ジビエ等利活用業者	ジビエ等利活用の推進、情報提供を行う。
愛知森林管理事務所	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。
森林・林業技術センター	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県東三河総局新城設楽振興事務所	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化（主に鳥獣保護管理法、第二種特定鳥獣管理計画等）に関する情報提供・助言を行う。
愛知県農業共済組合	被害量の情報提供を行う。
各漁業協同組合	鳥獣被害の情報収集及び防除対策の実施。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

4市町村ともに平成24年2月1日に実施隊を整備した。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現在は、個々の農業者が防護柵を設置する事例が見られるが、中山間地域直接支払事業に参加している地域では、共同で集落内に電気柵を張り巡らすなどの取組を実施している事例もある。

こうした取組を周知しながら、集落ぐるみによる草刈り作業による緩衝帯の整備や収穫残渣の処分の徹底などの申し合わせを遵守するような仕組みが各集落に形成できるよう啓発を進める。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、適切に埋設、焼却処理又は食肉利用を行う。(捕獲したカモシカは、生息調査及び学術研究のため頭部及び生殖器を関係機関に送る。)

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲されたイノシシやニホンジカの一部は、業者を通じて食肉として流通してきたが、獣肉の流通をさらに促進し食品として利用等されるためには、個体の損傷を最小限に抑えた捕獲を行うとともに、肉質を低下させない適切な放血を施した個体を迅速かつ丁寧に回収・運搬し、解体許可施設へ搬入することが必要となる。今後はそうした安全な食肉としての価値を保持でき衛生的に処理・管理される獣肉の量を確保・増加させていく。

当管内には、民間事業者を含めて食品衛生法に基づく食肉処理業及び食肉販売業の許可を受けた解体処理施設が3箇所あり、食の安全・安心の確保に向け、当処理施設の利用を推進する。しかし、当地域は広大な面積を有し捕獲後解体許可施設までの時間を要することから迅速な解体処理と保冷設備を備えた移動式解体車の導入を検討する。また、流通を促進するため、地産地消を推進するとともに、より大口の販路の確保に向けた取り組みを支援していく。

適正な下処理を施した獣肉はあっさりしてクセがなく、低カロリー・高タンパク・低脂肪であるといった特徴を消費者へPRしていき、ジビエの振興を図っていく。

捕獲従事者や市町村、解体施設などの関係者が、愛知県野生鳥獣衛生管理ガイドラインを踏まえ、獣肉の特性を生かした消費拡大に向けて、捕獲から回収・運搬、処理、流通・販売までの適切で安全な有効利用への取組みを促進するため、新城・北設広域鳥獣害対策協議会を含めた関係者との調整・連携を進めていく。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、新城・北設広域鳥獣害対策協議会と連携し、共同で講演会、情報交換会、現地研修会などを開催する。

また、環境整備対策は、耕作放棄地対策にもつながることから、各種事業による整備も視野に入れ、関係機関との連携を図る。